

金文通解

靜方鼎

三輪健介

キーワード 西周金文 方鼎 昭王南征 在曾鄂師

⑮ 高澤浩一

器銘 靜方鼎・饗養文方鼎（①出光美術館）・靜鼎（新収）

考釋

時代 西周早期（近出・新収）・西周早期後段（銘圖）・昭王期（『夏商周斷代工程報告集』他）

出土 不明

收藏 出光美術館（日本）

著録

① 出光美術館

② 徐天進

近出 357

新収 1795

銘圖 02461

① 出光美術館編『出光美術館館藏名品選』第三集（一九九六年四月刊）

② 徐天進「日本出光美術館收藏的靜方鼎」『文物』一九九八年第五期

③ 張懋鎔「靜方鼎小考」『文物』一九九八年第五期

④ 王占奎「關於靜方鼎的幾點看法」『文物』一九九八年第五期

⑤ 李學勤「靜方鼎與周昭王曆日」（朱鳳瀚・張榮明編『西周諸王年代研究』貴州人民出版社，一九九八年）

⑥ 李學勤「靜方鼎補釋」（朱鳳瀚・張榮明編『西周諸王年代研究』貴州人民出版社，一九九八年）

⑦ 李仲操「也談靜方鼎銘文」（『文博』二〇〇〇年第五期）（同文が『文博』二〇〇一年第三期にも収録）

⑧ 張懋鎔「靜方鼎の史學價值」（『古文字與青銅器論集』二〇〇二年、原載：西北大學史學叢刊『周秦漢唐文明國際學術檢討會文集』三秦出版社，二〇〇一年）

⑨ 王輝『商周金文』（文物出版社，二〇〇五年）「三、靜方鼎」

⑩王長豐「《靜方鼎》の時代・銘文書寫者及其相關連の地理・歴史」(『華夏考古』二〇〇六年第一期)

⑪楊坤「論《揚簋》“司居”——兼跋《靜方鼎》」(中國社會科學院歷史研究所先秦史研究室, 二〇〇七年七月九日閱讀) (http://www.xiangjin.org/xr_html/articles/jwyj/527.html)

⑫劉啓益「靜方鼎等三器是西周昭王十六年銅器」(『中國歷史文物』二〇〇九年第四期)

⑬〔法〕戴明德「靜諸器月相和斷代問題新解」(『紀念徐中舒先生誕辰一一〇周年國際學術研討會論文集』巴蜀書社, 二〇一〇年十二月)

⑭沈長雲「靜方鼎的年代及相關歷史問題」(『中國國家博物館館刊』二〇一三年第七期)

⑮高澤浩一編『近出殷周金文考釋』第四輯、出土地未詳編(研文出版, 二〇一五年)

⑯沈長雲「談曾侯銅器銘文中的“南公”——兼論成康時期周人對南土的經營」(『中國史研究』二〇一七年第一期)

⑰王恩田「靜方鼎銘文辨偽」(復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站, 二〇一七年四月五日發布)

(<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/3002>)

以上の他、インターネットで検索を行うと作者不明「靜方鼎與昭王之年」(光緒元寶銀元園地旗下網站、發布年月日不明) (<http://www.guangxuyuanbao.com/zhishi/15180.html>) のように本器に言及したサイトを数件発見することができるが、本稿では上記のもの以外は取り

上げていない。

著録等略稱

集成 中國社會科學院考古研究所編『殷周金文集成(修訂增補本)』(中華書局, 二〇〇七年)

近出 劉雨・嚴志斌編著『近出殷周金文集録』(中華書局, 二〇〇二年)
近出二 劉雨・嚴志斌編著『近出殷周金文集録二編』(中華書局, 二〇一〇年)

新收 鍾柏生・陳昭容・黃銘崇・袁國華編著『新收殷周青銅器銘文暨器影彙編』(藝文印書館, 二〇〇六年)

銘圖 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成』(上海古籍出版社, 二〇一二年)

銘圖續 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨圖像集成續編』(上海古籍出版社, 二〇一六年)

通釋 白川靜『金文通釋』一〜七(白川靜著作集別卷, 平凡社, 二〇〇四〜二〇〇五年)

銘文選 馬承源主編『商周青銅器銘文選』(一)〜(四)(文物出版社, 一九八六〜一九九〇年)

史徵 唐蘭『西周青銅器銘文分代史徵』中華書局, 一九八六年

器制

①出光美術館によると、高さ32.6cm、口徑25.8×20.3cmであると
いう。②徐天進の實測では、高さ32.7cm、口徑25.6〜25.8×20.3〜

20.5cm、壁の厚や約0.3cm、足の高や12cm、足の径3.2～4.2cmとなっている。

①出光美術館と②徐天進を参考に器制を述べると次のようになる。

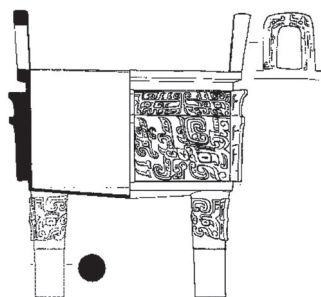
器體は方形の體と四脚からなる。縁上には雙耳が立ち、その外側には雙首が相向かう夔龍紋を飾っている。體の縁はかすかに斜めに曲がり、厚い方唇である。腹壁は直に近く、底は微かに外に膨れる。器腹の四隅及び四面の壁の中部には各々扉棱を飾り、縁の下は扉棱で區切られており、二列の分身獸面紋を一周に飾る。腹には二面に展開する獸面紋を飾り、その獸面紋の兩側には短尾夔龍紋を配している。獸面紋の目は圓角長方形で、飛び出ている。器底には紋は無い。足については圓柱形で、柱の上は太く下は細い。四足の上にはまた扉棱で區切ぎられた獸面紋を飾る。



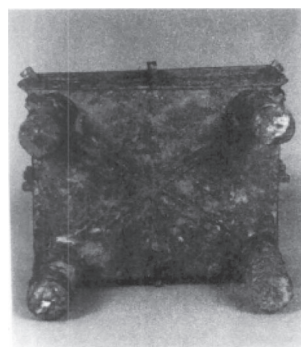
靜方鼎器影 (①出光美術館)



靜方鼎器影 (②徐天進)



靜方鼎器影模写 (②徐天進)



靜方鼎底部器影 (②徐天進)

銘文

内壁銘文9行78字(①出光美術館は「罍」字を「罔」・「每」二字に分けるため、9行79字とする。)

拓本が非常に見にくいため、①出光美術館・②徐天進に載る銘文部分の寫真も併せて参照。

佳(唯) 十月甲子、王才(在) 宗周、令(命) 師中眾靜省南或(國) 相(?)、夙(設) 应(居)、八月初吉庚申、至、告于成周、月既望(望) 丁丑、王才(在) 成周大室、令(命) 靜曰、嗣(司) 女(汝) 采、嗣(司) 才(在) 命(曾) 噩(鄂) 自(師)、王曰、靜、易(賜) 女(汝) 鬯・旂・市・采、尋、曰、用事、靜揚天子休、用作(作) 父丁寶障彝



静方鼎銘文拓本 (②徐天進)



静方鼎銘文寫眞 (①出光美術館)

佳 (唯) 十月甲子

銘文の初めに「佳(唯)十月甲子」と月日が記されている。「十月」を銘圖は「七月」としている。下文に「八月」とあることにより「七月」としたのであるが、拓本を確認する限り「十」で問題ないと思われる。

本器銘文には年號は記されていないが、下文に「八月初吉庚申」・「月既望(望)丁丑」と記されること、また、本器の作者である靜と共に南國を「省」した「師中」が、中甗(集成916)・中方鼎(集成2751、2752)等の作者である中と同一人物と考えられていることにより、本器は西周の曆日考釋の方面からの研究が主に進められている。初めに本器の時代について、各説を確認しておく。

① 出光美術館は器體および器體の圖像は殷後期から西周時代前期の意匠であるとし、本器を殷代後期の器であるとする。

② 徐天進は、器の形制・紋飾・銘文より見てみると、西周前期に屬し、銘文内容から昭王南征と關係があるという。

③ 張懋鎔は、形制と紋飾は西周前期偏晚の風格を備えており、銘文の書體風格は穆王前期の趯鼎(筆者注・集成4268・西周早期)に近いと考える。靜は南巡後に成周に歸り賞賜を受けており、昭王はなお在位している(筆者注・昭王は十九年の南征時に漢水で亡くなったことが『竹書紀年』等の傳世文獻に記述されている)ことから、昭王十九年ではなく昭王十六年の南征の時に作られたものであるという。

④ 王占奎は、靜簋・靜卣・小臣靜彝(筆者注・小臣靜彝は小臣靜卣(新收1960・西周中期)・小臣靜簋など、研究者によって青銅器名が異なる。本稿で引用する際は各研究者の記す青銅器名を用いるが、「小臣靜」を冠するものは以下、同じ青銅器を指す。)の靜と本器の靜は同一人物であり、父の名も同じ丁であるという(筆者注・『通釋』二、一三六頁によると、小臣靜彝の著録類はみな模本であり、諸本は父丁の丁字を脱するが綴遺(方濬益『綴遺齋彝器款識攷釋』卷十二)にはあるという。新收は「丁」字の無い模本を載せる。なお、靜簋・靜卣には「父丁」の名は見えない)。靜簋は計算すると穆王四十二年(前九三五年)に屬す。昭王十二年より穆王四十二年までは計五十年で、假に靜が靜方鼎の時に十五歳であれば靜簋では六十五歳であり、靜方鼎と靜簋の風格・字體いずれにも比較的大きな差異がある理由は、こ

の二器の時間が大きく離れているからであると述べる。靜方鼎に記される事件と昭王十六年・十九年伐楚とは関係がなく、昭王十二年（筆者注：「十月甲子」部分）と十三年（筆者注：「八月初吉庚申」部分）と十四年（筆者注：「月既望丁丑」部分を次年の八月と考える）に合うと考えている。

⑤李學勤は、本器と一一八年に今の湖北孝感出土の安州六器（中甗・中方鼎等）は明らかに同時のものであるとし、昭王南征に関連づけている。「十月甲子」は昭王十七年（前九九九年）のことであり、「初吉庚申」と「既望丁丑」は昭王十八年（前九九八年）の八月であるという。

⑦李仲操は、月相定點日期に基づくと初吉は月の一日で既望は月の十四日であると考ええる。そうすると、本器の干支は月相に合わないため曆日の誤りは明らかであり、後の人の偽作であることが分かるとしている。本器をもって月相定點日が正確であることの證明となるという。

⑧張懋銘は、西周前期の册命金文には本器の他、井侯簋（爰作周公簋）（集成4241・西周早期）・大孟鼎（集成2837・西周早期）・宜侯矢簋（集成4320・西周早期）があり、これらは康王時器で、册命賞賜金文の書寫形式は不成熟であったという。靜方鼎はそれらより用語・書寫形式が發展しているが、穆王時の册命金文ほどには完備しておらず、過渡期の昭王時の册命金文の特徴を體現しているとし、この意義からいえば、本器はただ昭王時のみに置くことができ、穆王時よりも遅くはないと考えている。

⑨王輝はこの銘にいう中・靜らに南國を省（視察）させた事は、安州六器の中甗・中方鼎などと関係があり、昭王時器であるという。

⑩王長豊は昭王時期の器であることを否定し、字形結體・書法藝術の特徴より見てみると小臣靜簋と時代が比較的近く、その銘文書法の風格もまた穆王初期の風格に近いことを指摘する。時代は小臣靜簋より遅く、穆王初期に屬すと考えている。

⑫劉啓益は、『竹書紀年』に記される昭王伐楚荆といった傳世文獻の記載、唯叔鼎（集成2615・西周早期）・唯叔簋（諶簋）（集成3950・3951・西周中期）の銘文、及び劉氏の考える昭王十六年の月相の三つは合致するという。靜方鼎・唯叔鼎・唯叔簋の時代は昭王十六年であると考える。

⑬沈長雲は、①出光美術館の器體及び器體の圖像や時代の判断は妥當であり、靜方鼎は西周前期の成王・康王の際の作品であり、遅くとも昭王・穆王時期ではないことが認められるという。本器の南巡は確實に紀元前九九九〜九九八年の間に發生したと述べるように、⑤李學勤の説である昭王期の器であるという部分には同意しないが、その年代には同意している。

⑭高澤浩一は各著録・參考資料の説を引用し、それらを總合すると、昭王晩期の器とするのが穩當なところであろうという。

これら以外にも『夏商周斷代工程』にも靜方鼎への言及があり、「十月甲子」は昭王十八年（前九七八年）、「八月初吉庚申」・「月既望（望）丁丑」は昭王十九年（前九七七年）であるという。前九七八年は十月癸亥朔で甲子は初二日（癸亥の次の日が甲子）、前九七七年は八月戊

午朔で庚申は初三日で初吉に合い、丁丑は二十日で既望に合うとして
いる（夏商周斷代工程專家組『夏商周斷代工程 1996 - 2000 年階段成
果報告簡本』世界圖書出版公司、二〇〇〇年）。

以上のように、考釋に挙げた殆どのものに本器の時代への言及があ
り、その専論も存在する。各家がそれぞれの意見を出しているのであ
るが、ここで問題となるのは、「初吉」・「既望（望）」といった用語の
統一した見解がなく、各々の考えが強く反映されていること、昭王南
征と本器銘文を結び付けてよいのかということ、そして本器の作器者
静と静簋・静卣・小臣静卣のそれぞれの作器者静が同一人物であるの
か、という点にある。

まず、一丁目であるが、金文において「某月 初吉 干支」と記さ
れることがあり、「初吉」の部分は他に「既生霸」・「既望」・「既死霸」
等と記される。杜勇・沈長雲氏によると、これらをどのように理解す
るのかについては、主に次の三通りの考え方がありという。

- 一、定點説…例えば初吉は月の一日（初日）で既望は月の十四日であ
るといふように、研究者によって違いはあるが、ある特定の日に
ちもしくは數日間が「初吉」等となる。
- 二、四分説…「初吉」・「既生霸」・「既望」・「既死霸」の順にそれぞれ
が一カ月の間の7〜8日を占めると考える。
- 三、二系説…「初吉」は月の初めの1〜10日に出現するが月相ではなく、
「既生霸」・「既望」・「既死霸」は月相であるとす。そして、「既
生霸」は新月から満月まで、「既望」は満月の後、「既死霸」は月

が缺けだして見えなくなるまでをいふと考える。

以上の説の詳細については、杜勇・沈長雲『金文斷代方法探微』（人
民出版社、二〇〇〇年）を参照。

静方鼎の曆日を考察した殆どの研究者は、自分の構築した曆と本器
の月日とが一致するというが、甚だしきは⑦李仲操のように自分の考
えと一致しないため静方鼎は後世の偽銘であるという説も出される。
「初吉」・「既望」等はその意味するところが未だ確定されておらず、
研究者それぞれの恣意的な解釋が入り込む餘地があるため、王の年號
が記されない静方鼎を曆日復元に用いるには慎重な態度が求められ
よう。

二点目の昭王南征と本器の關係の根據として挙げられるのが、
一一一八年に湖北孝感縣で出土した安州六器である。そのうちの中甌
に、

中甌（集成 3792・西周早期）

王令（命）中先省（省）南或（國）聿（貫）行、夙（設）立（居）
在命（曾）、史兒至、曰（以）王令（命）曰、余令（命）女（汝）
史（使）小大邦、卒（厥）又（侑）舍女（汝）芻量（糧）、至（致）
𠄎（于）女（汝）賡（償）小多□、中省（省）自方（甬）鄧（逆）朝。
□邦、在鹽（鄂）自（師）師（次）、白（伯）買父□曰（以）卒（厥）
人成漢中州、曰段、曰旂、卒（厥）人□甘夫、卒（厥）貢（貯）彝
（吝）、言曰、寶（賦）□貝、日（駟）傳□王□、休肆（肆）肩（任）

又(侑) 羞余、□對用乍(作) 父乙寶彝

【王、中に命じて先んじて南國を省し貫行せしむ。居を設けて曾に在り。史兒至り、王命を以て曰はく、余、汝に命じて小大邦に使ひせしめ、厥の侑として汝に芻糧を舍へ、汝の小多の□を償ふに致せ、と。中、省するに方・鄧・朝・□・邦自りし、鄂の師次に在り。伯買父、□して厥の人を以て漢の中州を成り、段と曰ひ、旒と曰ふ。厥の人□廿夫にして、厥の貯、吝し。言ひて曰はく、□貝を賦せ、と。駟傳して□王□、任を肆ひ余に侑羞するを休とし、□對へて用て父乙の寶彝を作る。】

とあり、「王令(命) 中先省(省) 南或(國) 貫(貫) 行、執(設) 立(居) 在(在) 曾」が後述する本器銘文の「令(命) 師中眾靜省南或(國) 相、執(設) 立(居)」と同じことを指していると考えられている。唐蘭氏は、中甗銘は昭王の南征路線を示していると考え、『史微』卷四下、四十三「中甗」、王輝氏も中が王命を奉じて南陽・漢上の諸侯を巡視して賞賜される事があり、昭王南征と関係があるため、昭王時器と定めるといふ(『商周金文』二二「中甗」)。

一方、⑭沈長雲は唐蘭氏のいう中器が昭王期であるという説に對して、問題点を擧げ、本器と安州六器の年代を成王・康王時期と考えている。ただし、沈氏も本器と安州六器の銘文内容は關連していると考えている。

諸家がいうように本器と中甗の内容は同じことを記している可能性は高い。次に中甗以外の安州六器の銘文を確認してみると、

中方鼎(集成 2751、2752・西周早期)

佳(唯) 王令(命) 南宮伐反虎方之年、王令(命) 中先省南或(國) 貫行、執(設) 王立(居)、才(在) 夔鬪(隣) 眞山……

【唯れ王、南宮に命じて反する虎方を伐たしむるの年、王、中に命じて先んじて南國を省して貫行し、王居を設けしむ。夔隣眞山に在り。……】

中解(集成 6514・西周早期)

王大省公族于庚、屏(振) 旅、王易(賜) 中馬、自隣侯四馮、南宮賜、王曰、用先……

【王、大いに公族を庚に省し、振旅す。王、中に馬を賜ふ。隣侯自りの四馮なり。南宮賜る。王曰はく、用て先んぜよ、と。……】

とある。中方鼎には「王令(命) 中先省南或(國) 貫行、執(設) 立(居)」、中解には「王曰、用先」というように、王が中に命じて南國に先行させている。これらの銘文も先行することや王居を設けること等、本器の銘文と類似している。さらに、中方鼎銘と同じ内容を記すものとして鼓甗(銘文については本誌掲載の佐藤信弥氏の釋讀を参照)を擧げることができる。

鼓甗(銘圖 3363・西周早期後段)

佳(唯) 十又(一) 月、王令(命) 南宮(伐虎) 方之年、「佳(唯) 正月既死霸庚申、「王」才(在) 宗周、王□□鼓吏(使) 于緜(繁)、

易(賜)貝五(朋)……

【唯れ十又一月、王、南宮に命じて虎方を伐たしむるの年、唯れ正月既死覇庚申、王、宗周に在り。王、□□鼓をして繁に使ひせしめ、貝五朋を賜ふ。……】

中方鼎と鞮甗の銘文には共に「王が南宮に命じて虎方を伐たせた年」という大事紀年が記されている。以上の銘文内容から考えると、本器を含めた安州六器・鞮甗は同時期のものである可能性が高い。

一方、本器の器制から年代を推測しようとすると、問題が出てくる。本器の器制については、前述したように早いもので①出光美術館のいう殷後期から西周時代前期という説、遅いものでは⑩王長豊のいう穆王初期という説があり、その年代に幅がある。⑭沈長雲は本器と類似した器として德方鼎を挙げる。林巳奈夫氏の斷代では德方鼎は西周ⅠBとなっている(林巳奈夫『殷周青銅器の研究』殷周青銅器綜覽一、吉川弘文館、一九八四年)。また、銘文内容が本器と同時期と推測される鞮甗は、陝西省長安縣長家坡 M183 出土の孟員甗(新收 696・西周中期)と類似しているとの指摘があり、孫慶偉氏はこれを西周早中期の標準器物であるという(孫慶偉「從新出鞮甗看昭王南征與晉侯燮父」『文物』二〇〇七年第一期)。

このように、器制からの年代の推測は困難となっているが、銘文内容も併せて考えると昭王期頃とするのがよいと思われる。

三點目の本器と他の静器の関係について、前述した④王占奎のように静方鼎・静簋・静卣・小臣静卣の作者者は全て同一人物であると考

える者もいる。⑩王長豊は小臣静簋が本器と同じ父丁のために器を作っており、小臣静は静簋の静と同一人物であると考えている。⑭沈長雲は静方鼎と小臣静簋の作者は同一人物で成王・康王期に生存し、静簋・静卣の作者は別の人物で穆王期に生存していたと考える。

王長豊氏は本器を穆王初期の器と考えているが、林巳奈夫氏の斷代では静簋は西周ⅡBであり(林巳奈夫前掲書)、本器は穆王より前のものであると考えられるため、本器の静と静簋・静卣の静は沈長雲氏のいわれるように同名異人であろう。

ここまで確認してきたように、本器は昭王期頃のものである可能性が高い。しかし、本器と関連する中方鼎・鞮甗には大事紀年は記されているが具體的な年號は記されておらず、昭王南征と関係のある可能性は高いものの、昭王十六年・十九年とする根拠も現状ではないため、本器の年代は時代の幅を少しもたせて西周前期後半(昭王)と考えておく。

王才(在)宗周、令(命)師中眾静省南或(國)相、玠(設)居(居)

「王才(在)宗周」の「宗周」は周の都の一つで、一般的に鎬京を指すと考えられており、今の西安市長安縣灃河東岸斗門鎮一帯にあつたという(『商周金文』一五「大孟鼎」)。一方、角道亮介氏は、宗周と周で行われる行爲を検討し、両者の性格が近く、「周」と「宗周」が同一銘文上に登場しないことから、これらは同一地點の別稱である可能性が高く、現在の周原一帯を指すと考えている(角道亮介『西周

王朝とその青銅器』六一書房、二〇一四年、一六一―一七八頁参照）。一説として紹介しておく。

王が靜に命令した内容が「令（命）師中眾靜省南或（國）相、𠄎（設）𠄎（居）」である。

「師中」は、③張懋鎔をはじめとする多くの研究者は前述したように中方鼎・中甗の中と同一人物としている。銘文内容も中甗と類似しており、その可能性は高い。

「省」については『説文解字』に「視也」というように、視察・巡視の意である。白川靜氏は、省は適正の義に近いが、適正には軍事的な意味が強く、省には行政査察の意が強いという（『通釋』一三八・史頌段）。しかし、本器の内容が昭王南征と関係があるとすると、省にも軍事的な意味合いがあることになる。

銘文二行目第八文字目（「南或（國）」の後の字）は、①出光美術館は「相」とする（同書の隸定は持井康孝氏による）。⑥李學勤も持井康孝氏に従い「相」とし、それは地名であり、作册折尊（集成6002・西周早期）（李學勤氏は「作册析尊」と記す）に見える「𠄎望土于相侯」【望土を相侯に𠄎る】の相であるという。新收等の著録ではこの字は釋されていない。銘文寫眞を確認すると、木偏のようなものを確認することができるため、①出光美術館に従い「相」と隸定する。「相」を地名と考える李學勤氏は後に「南國相」は鄂國（今の湖北鄂城）以南の湘であり、今の湖南の湘水流域であったという（李學勤「論西周の南國湘侯」『湖南省博物館館刊』第五輯、二〇〇八年）。この「相」は地名と考える他、下文と聯讀して「相𠄎𠄎」【𠄎を相𠄎せしむ】と

讀む説もある（松井嘉徳『周代國制の研究』汲古書院、二〇〇二年、六一―六二頁）。

「相」の次の文である「𠄎（設）𠄎（居）」は本器と同様の事例は前述した中甗「𠄎（設）𠄎（居）」・中方鼎（集成2751・2752）「𠄎（設）𠄎（居）」がある。これらでは「𠄎（設）」は單體で使われ、現状では上の字と連讀する事例はなく、金文では「相」を動詞として使用する事例も存在しないため、「相」は南國の地名であると考えておく。

「南或（國）」の後に言葉が續く事例は𠄎鐘（集成260・西周晚期）に「王肇（肇）適省文武肇（勤）彊（疆）土、南或（國）𠄎孳（子）敢𠄎（陷）虐我土」【王、肇に文武の勤めたまひし疆土を適省す。南國𠄎子、敢へて我が土を陷虐す。】と見える。唐蘭氏は「𠄎」は國名でその下の字は人名であると考へ（『史徵』厲王時器一「宗周鐘」）、馬承源氏・王輝氏は𠄎子は𠄎國の君主であると考へている（『銘文選』四〇五「𠄎鐘」・『商周金文』四八「𠄎鐘」）。「南國」について、朱鳳瀚氏は當時の人々の觀念中、「南國」と「南土」には區別があるという。「南土」は周王國南方の國土で、その南部邊域區に軍事防衛職能を備えた長官である「侯」を設けた。「南國」はさらにその南にあり、大體今の淮水流域・南陽盆地南部と江淮開平原一帯であったという（朱鳳瀚「論西周時期的“南國”」『歴史研究』二〇一三年第四期）。「相」は朱鳳瀚氏の説に従うと、「南國」を冠しているためその範圍内に在ったものと考えられるが、具體的な位置は不明である。

「𠄎」を「設」と讀むことについては、裘錫圭「釋殷墟甲骨文裏的“遠𠄎”（邇）及有關諸字」（同『古文字論集』中華書局、一九九二年）、

同「古文獻中讀爲“設”的“執”及其與“執”互訛之例」（香港大學亞洲研究中心『東方文化』一九九八年第三六卷一・二號合刊）、同「再談古文獻以“執”表“設”」（復旦大學出土文獻與古文字研究中心網站、二〇一一年三月十四日發布、<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/1429>）（いずれも裘錫圭『裘錫圭學術文集』復旦大學出版社、二〇一二年に収録）を参照。裘錫圭氏は、「執」は「執」の本来の寫法で、後に繁化して「藝」となり、古書は多く「藝」に作る。「執」の古音は祭部に屬し、「設」は月部に屬し、二字の間には嚴格な陰入對轉の關係が存在するため、「執」は「勢」と讀むことができ、「勢」・「設」の聲母は同じであると指摘している。また、傳世の『儀禮』の「設」字は武威漢簡の『儀禮』には多く「執」に作るという（裘錫圭「釋殷墟甲骨文裏の“遠”“執”（邇）及有關諸字」前掲『古文字論集』九頁注一四・一五）。

「居（居）」については「執（設）居（居）」以外にも事例があり、儀禮などが行われる場所でもあった。師虎簋（集成4316・西周中期）に「杜居（居）」、長由盃（集成9455・西周中期）に「下減居（居）」、小臣夔鼎（集成2775・西周早期）に「楚居（居）」・「迭（述）居（居）」等と見え、地名が冠されることもあった。松井嘉徳氏は「白」あるいは「居」は、「居」は、軍事集團ないしはその駐屯地、あるいは「四方」の地にまで展開する行宮ないしは離宮として、王朝の軍事的政治的據點としての屬性を備えていた。周王は軍事的行動によってこれらの地を巡って巡っていたが、同時にそこでは冊命儀禮や饗禮なども執り行われていたという（松井嘉徳前掲書、六三頁）。このように考えると、本器の「居

（居）」も王が所在する戰爭時の據點としての役割があったと考えられる。

この段は、十月甲子の日に王が宗周で師中と靜とに命じて南國の地にある「相」を視察させ、行宮を設營させたことをいう。

八月初吉庚申、至、告于成周、月既望（望）丁丑、王才（在）成周大室、令（命）靜曰、嗣（司）女（汝）采、嗣（司）才（在）兪（曾）噩（鄂）白（師）

本段では初めに「八月初吉庚申」と「月既望（望）丁丑」の關係が問題となる。金文では通常、同月の場合には次のように月を省略する。

作册令方彝（矢令方彝）（集成3801・西周早期）／作册令方尊（集成6016・西周早期）

佳（唯）八月、辰才（在）甲申、王令（命）周公子明保、尹三事四方、受（授）卿事寮、丁亥、令（命）矢告彳（于）周公宮、公令（命）、徂（出）同卿事寮、佳（唯）十月月吉癸未、明公朝至彳（于）成周、……甲申、明公用牲彳（于）京宮、乙酉、用牲彳（于）康宮……

【唯れ八月、辰は甲申に在り。王、周公の子明保に命じて、三事四方を尹たさしめ、卿事寮を授く。丁亥、矢に命じて周公の宮に告げしむ。公命じ、出でて卿事寮を同めしむ。唯れ十月月吉癸未、明公、朝に成周に至る。……甲申、明公、牲を京宮に用ふ。乙酉、牲を康宮に用ふ。……】

本器の場合、「月既望（望）丁丑」というように「月」が記されているが、何月かは判明しない。「月」字の存在により、同じ月とも他の月ともいうことができる。ただ、「庚申」は干支番號57、「丁丑」は同14である。二系説のように初吉は1〜10日であり、既望は満月後に月が明らかに欠けない状態をいうと考ええると、庚申が月初の數日であれば丁丑も同じ月内に収まる。四分説でも初吉を1〜7日あたりとして考えると、既望の期間に収まることになる。「月既望（望）丁丑」は「八月」のことを指す可能性が高い。

「至、告于成周」は、南國相を視察して行宮を設營したことを、成周に至り王に告げたことをいう。「至告」は他にも乖伯歸峯簋（集成4331・西周晚期）に「佳（唯）王九年九月甲寅、王令（命）益公征眉敖、益公至告、二月、眉敖至見」【唯れ王の九年九月甲寅、王、益公に命じて眉敖を征せしめ、益公至りて告ぐ。二月、眉敖至りて見ゆ。】と見える。これらの「告」は王命の完了を王に報告することである。

その後、丁丑の日に王は成周の大室で靜に命令を與えた。「成周」は現在の洛陽付近にあった。「成周大室」は威簋（銘圖續0450・西周中期後段）にも見える。

成周の大室で靜に下された命令が「令（命）靜曰」以下の「嗣（司）女（汝）采、嗣（司）才（在）亼（曾）噩（鄂）白（師）」部分である。

この命令の部分は研究者によって、読み方・解釋が異なる。

③張懋鎔・⑩王長豊・⑫劉啓益は、この部分を「卑（俾）女（汝）□嗣（司）才（在）亼（曾）噩（鄂）白（師）」（筆者注…③張懋鎔は「白（師）」を「曰（師）」とするが、誤りであろう）と讀む。⑧張

懋鎔では「司女（汝）采、司在曾噩（鄂）師」というように一部修正を行っている。

⑤李學勤は「卑（俾）女（汝）嗣（司）才（在）亼（曾）噩（鄂）白（師）」（「采」字は記載なし）と讀むが、⑥李學勤は「嗣（司）女（汝）采、嗣（司）才（在）亼（曾）噩（鄂）白（師）」と讀む。⑨王輝も⑥李學勤と同じ読み方であるが、「嗣（司）女（汝）采」の「嗣」を銘中では「嗣」と讀み、繼承の意であると考えている。⑮高澤浩一は⑥李學勤に近く、「女（汝）の采を嗣（司）り、亼（曾）噩（鄂）に才（在）るの白（師）を嗣（司）れ」と讀む。

以上をまとめると、「曰」字の次の文字を「卑」とする説、「嗣（司）」とする説に分かれる。銘文寫真ではこの字の左側上部が二文字下の「嗣」字の上部と似ており、その右側にも「司」の部分を確認することができると、「嗣」とする方がよいと思われる。

「嗣」について、金文では動詞の場合、「司」と讀まれ「つかさどる」意に解されることが多い。⑥李學勤・⑮高澤浩一が讀む「嗣（司）……嗣（司）……」という事例は、南宮柳鼎に見える。

南宮柳鼎（集成2005・西周晚期）

……王乎（呼）乍（作）冊尹、冊令（命）柳、嗣（司）六白（師）牧・陽（場）・大吝（友）、嗣（司）義夷陽（場）・甸史（事）……

【……王、作冊尹を呼び、柳に冊命せしむ。六師の牧・場・大友を司り、義夷の場・甸の事を司れ。……】

一方、⑨王輝は「嗣(司)女(汝)采」の「嗣(司)」は前述したように繼承の意、「嗣(司)才(在)侖(曾)噩(鄂)白(師)」の「嗣(司)」は管理するの意であるという。「嗣」を「嗣」と讀むと考えられている事例も存在する。

諫簋(集成4285・西周晚期)

……王乎(呼)内史年册命諫曰、先王既命女(汝)胤嗣(司)王有(有)嗣(嗣)命女(汝)、易(賜)女(汝)攸(鑿)勒……
 【……王、内史年を呼びて諫に册命せしめて曰はく、先王、既に汝に命じて王胤を胤司せしめ、汝、謀りて昏有らず、敢へて不善あること母し。今、余唯れ嗣ぎて汝に命ずること有り。汝に鑿勒を賜ふ。と。……】

諫簋は王が代替わりした際、先王の命令である「王胤」を司らせることを繼續させたことになる。同様の事例が師酉簋(集成4888・4291・西周中期)にも記されているが異説も存在するため、ここでは紹介するに留める。

「嗣」字の次の「女(汝)」・「采」について確認すると、「女(汝)」とは靜のことであり、「采」は采邑のことである。「采」は次の銘文に見えている。

中方鼎(集成2785・西周早期)

佳(唯)十又三月庚寅、王才(在)寒師(次)、王令(命)大史兄(祝)臺土、王曰、中、茲臺人入史(事)、易(賜)于斌(武)王乍(作)臣、今兄(祝)昇(界)女(汝)臺土、乍(作)乃采……
 【唯れ十又三月庚寅、王、寒次に在り。王、大史に命じ臺土を賜らしむ。王曰はく、中よ、茲の臺人、入りて事へ、武王に賜はりて臣と作る。今、汝に臺土を賜り昇ふ。乃の采と作せ、と。……】

趙卣／尊(集成5202 / 5302・西周早期)

佳(唯)十又三月辛卯、王才(在)卣、易(賜)趙采、曰趙、易(賜)貝五朋……
 【唯れ十又三月辛卯、王、卣に在り。趙に采を賜ふ。趙と曰ふ。貝五朋を賜ふ。……】

聞尊(銘圖11810・西周中期前段)

佳(唯)十月初吉、辰才(在)庚午、師多父令(命)蟲(聞)于周曰、余學(效)事、女(汝)母不善、貞(胥)朕采田・外臣僕、女(汝)母又(有)一不緝(聞)……

【唯れ十月初吉、辰は庚午に在り。師多父、聞に周に命じて曰はく、余、事を效す。汝、不善あること母し。朕が采田・外臣僕を胥せよ。汝、一として聞せざること有る母かれ、と。……】

中方鼎は安州六器の一つであり、「臺土」を采として與えられている。趙卣／尊も「趙」という采を與えられている。聞尊は作器者である聞

が師多父の采^采田と奴隸の管理を命じられている。

「采」が采邑のことであるとすると、本器の「嗣女(汝)采」の「嗣」は「司」と讀んでも「嗣」と讀んでも文法上意味は通じる。しかし、「司」と讀む⑥李學勤、「嗣」と讀む⑨王輝は兩者共にその根拠を述べていない。事例の多さから「司」と讀む方が現状では無難であると思われるため、「嗣(司)」と讀み「つかさどる」の意であるとしておく。

また、この「采」と下文に見える「采罍」の関係についてもここで述べておくことにする。⑥李學勤は「嗣(司)女(汝)采」の「采」は下文で靜に賜る采地罍であるという。下文に見える「鬲・斝・市・采罍」は、「嗣(司)才(在)罍(曾)罍(鄂)白(師)」という王命によって靜に賜われており、職事に就くことによって與えられたと考えられるため、本段にいう「采」は下文の「采罍」のことをいうと考えておく。

次の「嗣(司)才(在)罍(曾)罍(鄂)白(師)」の「嗣」も「司」と讀む。本器では曾と鄂とが並列して記されているが、湖北省隨州市安居羊子山で鄂國關係の青銅器が出土している(張昌平「論隨州羊子山新出噩國青銅器」『文物』二〇一一年第一期等を参照)。また、曾國關係青銅器も湖北省隨州市葉家山で發見されている(黃鳳春・陳樹祥・風國棟「湖北隨州葉家山新出西周曾國銅器及相關問題」『文物』二〇一一年第一期等を参照)。筆者はかつて鄂君啓節(噩君啓車節(集成12110)～12112・戰國中期)・噩君啓舟節(集成12113・戰國中期)に見える鄂の所在地を考察した際、河南省南陽市北に存在したと考えた(拙稿「鄂君啓節と鄂の所在地」『郵政考古紀要』第五〇號、

二〇一〇年)。その際、西周期の鄂の所在地についても考察し安居羊子山出土の鄂國關係の青銅器を引用したのであるが、西周期を通じて河南省南陽市に存在したと考えた。今回、一部修正して本器の作製時期を含めた西周前期には湖北省隨州市安居羊子山付近に存在し、後に何らかの理由(禹鼎(集成2833)・西周晚期)銘文に見える鄂侯馭方の反亂が原因か)で河南省南陽市付近に移動したとしておきたい。西周後期については、二〇一二年に河南南陽市宛城區新店郷夏響鋪鄂國貴族墓地(M1)で鄂姜簠(噩姜匱)(銘圖續0479・西周晚期)「噩(鄂)姜乍(作)旅匱(簠)【鄂姜、旅匱を作る。】が發見されている(崔本信・王偉「河南南陽夏響鋪鄂國貴族墓地」中國考古網、二〇一三年三月二十五日發布(<http://www.kaogu.cn/xianchangchuanzhenhaoshujv/2013/1026/40705.html>))。諸侯国である鄂は後に楚によって滅ぼされて地名のみが残り、鄂君啓節に記される鄂はその作成時(前三二二年)には河南省南陽市付近に存在したと考えられるため、西周後期から春秋時代を経て戰國時代までその地に繼續して存在したと思われる。また、「才(在)罍(曾)罍(鄂)白(師)」を李學勤氏の説(同「由新見青銅器看西周早期的鄂・曾・楚」『文物』二〇一〇年第一期)に従い「曾に在るの鄂師」と讀んだが、これも次に述べるように修正しておきたい。

「才(在)罍(曾)罍(鄂)白(師)」について、谷秀樹氏は曾と鄂の「兩國の所在地付近に駐留する王師」であるという(谷秀樹「西周代陝東戰略考―「白」との関わりを中心にして―」(西周中期改革考(3))『立命館文學』六二六、二〇一二年)。「白(師)」字の上に地

名を並列したと考えられる事例は、靜簋（集成4273・西周早期）の「王
 曰（以）吳矛・呂驛（鬲）愨（會）繖（鬲）蓋（莛）白（師）、邦君
 射于大池」【王、吳矛・呂驛を以て鬲莛の師に會し、邦君、大池に
 射す。】に見える「繖（鬲）蓋（莛）白（師）」がある。馬承源氏『銘
 文選』一七〇「靜簋」や王輝氏『商周金文』二四「靜簋」は「繖
 蓋白」は人名というが、趙簋（集成4266・西周中期）に「繖（鬲）
 白（師）冢嗣馬」と見えるように「繖（鬲）」は地名である。また、「白
 （師）」の事例ではないが、師旂鼎（集成2869・西周早期或中期）に「才
 （在）莛」とあるように、「莛」も地名であろう。

「地名」白（師）」について、以下は「齊師」の事例であるが、
 師寰簋（集成4313、4314・西周晚期）

王若曰……今余肇（肇）令（命）女（汝）、達（率）齊市（師）・異
 （紀）・菘（萊）・熒（尿）殿（殿）左右虎臣、正（征）淮戸（夷）、即賢
 （効）阜（厥）邦獸（酋）……

【王若く曰はく……今、余肇に汝に命じ、齊師・紀・萊・熒を率ゐて、
 左右虎臣を殿とし、淮夷を征し、即きて厥の邦酋を効せしむ。
 ……】

史密簋（新收336・西周中期）

隹（唯）十又一月、王令（命）師俗・史密曰、東征、故南戸（夷）、
 盧・虎會杞戸（夷）・舟戸（夷）、翟（謹）不阨（質）、廣伐東或（國）、
 齊白（師）・族土（徒）・述（遂）人、乃執畷（鄙）・寬・亞、師俗

達（率）齊白（師）・述（遂）人左、「周」伐長必、史密右、達（率）
 族人・釐（萊）白（伯）・熒（棘）・陟、周伐長必、隻（獲）百人
 ……

【唯れ十又一月、王、師俗・史密に命じて曰はく、東征し、南夷を
 故て、と。盧・虎、杞夷・舟夷に會し、謹しく質まず、廣く東國を
 伐つ。齊師・族徒・遂人、乃ち鄙・寬・亞を執らふ。師俗、齊師・
 遂人を率ゐて左し、長必を周伐し、史密右して、族人・萊伯・棘・
 陟を率ゐ、長必を周伐し、百人を獲る。】

引簋（圖像集成05299、05300・西周中期）

……王若曰、引、余既命女（汝）更乃曼（祖）、覲嗣（司）齊白（師）
 ……

【……王若く曰はく、引よ、余既に汝に命じて乃の祖を更がしめ、
 齊師を覲司せしむ。……】

等と記されている。佐藤信弥氏によると、「齊師」が萊・紀のような
 他の山東諸侯の軍隊と異なった表記や扱いがなされていることに着目
 すると、齊地に駐屯する周王朝の軍隊である蓋然性の方が高いと考え
 られるという（佐藤信弥「引簋蓋」『漢字學研究』第一號、二〇一三
 年）。

「才（在）會（曾）噩（鄂）白（師）」は曾と鄂とに置かれた周王朝
 の軍隊であり、靜はそれらを司ることを命じられたと考えられる。
 本段では、靜が王命の完了を八月初吉庚申の日に成周で王に告げ、

王が成周大室で靜に自らの采邑と曾・鄂に置かれた周王朝の軍隊を司ることを命じたことをいう。

王曰、靜、易(賜)女(汝)鬯・旂・市・采罍、曰、用事

靜は王の命令の後、「鬯・旂・市・采罍」を與えられる。⑧張懋鎔は西周前期の周王による臣下への賞賜物が三項を超えるものは少なく、大孟鼎(集成3837・西周早期)と宜侯矢簋(集成4320・西周早期)のみであり、その原因は周王朝が南征を重視していたためであると考える。

「鬯」は黑黍もしくは黑黍を用いて作った酒のこと。「旂」は旗。「市」は膝掛けのことである。『説文解字』に「市、鞞也。上古衣蔽前而已。市以象之、天子朱市、諸侯赤市、大夫蔥衡。從巾、象連帶之形。」【巾は、鞞なり。上古の衣は前を蔽ふのみ。市は以て之を象り、天子は朱市、諸侯は赤市、大夫は蔥衡。巾に従ひ、帶を連ぬるの形に象る。】とある。

次の「采罍」のみ物ではない。⑤李學勤は中方鼎(二)(集成2725)と靜方鼎はいずれも采地の賜與を言い、中が得た采地は當然南土にあり、それ故にその器は孝感(隨州以南)より出土したと考える。曾は湖北隨州、噩(鄂)は湖北鄂城あるいは河南南陽にあり、靜の采地罍もそこからの距離は遠くなかったという。⑧張懋鎔は「罍」はどこに在ったのかは分からないが、上下文より曾(今の湖北隨州)あるいは鄂(今の湖北鄂城)一帯に在ったと推測する。⑩王長豊は『史記』・『集韻』・『風俗通』等の傳世文獻を引用し、靜に賜った採罍の邑は商周時

期の罍で奉母(今の河南省漯河東北)付近にあったと考えている。

罍の位置について、靜が司ることを命じられた軍隊の所在地である曾・鄂付近の地であったと考えられることが多い。しかし、西周期の采邑の賜與は通常、王畿内の土地を與えると考えられている(呂文都『周代的采邑制度(増訂版)』社會科學文獻出版社、二〇〇六年「第一章 西周采邑概説」參照)。しかし、先述した中方鼎に「今兄(祝)弁(界)女(汝)鬯土、乍(作)乃采」【今、汝に鬯土を賜り界あたふ。乃の采と作せ、と。】とあり、伊藤道治氏は中の出身地鬯は河南の南部か湖北の北部にあった土地であり、南國の情勢に通じていたことを認められて、先遣隊の長を命ぜられたと考えられるという(伊藤道治『中國古代國家の支配構造―西周封建制度と金文』中央公論社、一九八七年、一〇八頁)。また、⑤李學勤のいうように中方鼎が孝感から出土したことも併せて考えると、靜が賜われた采罍も王畿外にあった可能性が高い。罍は具體的な位置は不明であるが、諸家がいいうように曾・鄂付近にあったのかもしれない。

靜揚天子休、用乍(作)父丁寶罍彝

「揚天子休」という事例は小臣靜卣(新收1960・西周中期)「……王易(賜)貝五十朋、揚天子休、用乍(作)父□寶罍彝」【……王、貝五十朋を賜ふ。天子の休に揚へ、用て父□の寶罍彝を作る。】に見える。前述したように小臣靜卣は模本によって「父丁」の「丁」字が有るものと無いものが存在する。新收には時代を「西周中期」という

が、器影は収録されておらず尺寸も不明となっている。具體的に何を以て「西周中期」と時代を定めたのかは不明であるが、西周中期であれば本器とは時代が異なる。本器との関連で時代を決めたとする、上述したように「西周中期」ではなく「西周早期後段」である。「天子休」には通常、榮簋（集成4121・西周早期）「對揚天子休」のように「對揚」の語が使われる。本器と小臣靜卣には「天子休」に對して「揚」字を使用するという類似が認められるため、同一人物の可能性はあると思われる。

訓讀

唯れ十月甲子、王、宗周に在り。師中と靜とに命じて南國相を省し、居を設けしむ。八月初吉庚申、至り、成周に告ぐ。月既望丁丑、王、成周の大堂に在り。靜に命じて曰はく、汝の采を司り、曾・鄂に在るの師を司れ、と。王曰はく、靜よ、汝に鬯・旂・市・采罍を賜ふ、と。曰はく、用て事へよ、と。靜、天子の休に揚へて、用て父丁の寶罍彝を作る。

現代語譯

十月甲子の日、王は宗周に在った。師中と靜とに命じて南國相を視察させ、行宮を設營させた。「翌年の」八月初吉庚申の日に、「靜は王のもとに」至り、成周に「任務の完了を」告げた。「八」月既望丁丑の日に、王は成周の大堂に在った。靜に命じて言う、汝の采を司り、曾と鄂とに在る「王の」軍隊を司れ、と。王は言う、靜よ、汝に鬯・旂・

市・采罍を賜う、と。「王はまた」言う、これをもって仕えよ、と。靜は天子の恩寵に感謝して、父丁の寶罍彝を作った。

参考

【昭王南征との關係について】

本器の時代は昭王期頃ではないかと推測した。参考のため、昭王南征について言及しておくことにする。南征の目的は主に新たな土地と銅資源の確保にあったと考えられている。

昭王の南征について記述されたものとしてよく引用されるものに『竹書紀年』がある。

周昭王十六年、伐楚荊、涉漢、遇大兕。【周昭王十六年、楚荊を伐ち、漢を涉り、大兕に遇ふ。】

周昭王十九年、天大噎、雉兔皆震、喪六師于漢。【周昭王十九年、天大いに噎り、雉兔皆震ひ、六師を漢に喪ふ。】

昭王末年、夜有五色光貫紫微。其年、王南巡不返。【昭王末年、夜、五色の光、紫微を貫く有り。其の年、王、南巡して返らず。】

そこには昭王の南征は二度あったことが記されている。また、金文においても、

史牆盤（集成10175・西周中期）

……弘（弘）魯邵（昭）王廣敵（懲）楚荊、佳（唯）寘（奐）南行
……

【……弘魯なる昭王、廣く楚荊を懲ち、唯れ奐いに南行す。……】

猷應姫鼎（胡應姫鼎）（銘圖續 0221・西周中期前段・穆王世）

唯盥（昭）王伐楚荆（荆）……

【唯れ昭王、楚荊を伐つ。……】

と記されている。史牆盤銘は昭王の事績を回顧した内容となっている。猷應姫鼎は「盥（昭）王」が楚荊を討伐したことが明記されており、同時代資料である金文においても昭王南征が確認されたことになる。他にも京師駿尊（京白吮尊）（銘圖 11784・西周早期・昭王世）に「王涉漢伐楚」（王、漢を涉りて楚を伐つ）といい、王名が記されていないが、この器も昭王期のものであろう。

昭王南征の経路については、李裕杓「新出銅器銘文所見昭王南征」（朱鳳瀚主編『新出金文與西周歴史』上海古籍出版社、二〇一一年）・趙燕姣・吳偉華「金文所見昭王南征路線考」（『中國歷史地理論叢』第三三卷第二輯、二〇一八年四月）等を参照。これらの論考では昭王南征と関係があると考えられている金文から南征経路を考察している。

本器は南征に直接言及せず、南國視察の後、一旦成周に戻り、行宮の設営の完了を王に告げているため、南征の準備を行った段階のものであると思われる。その準備は十月に王命を受けて八月に成周に戻るといふ約十一カ月に及ぶものであった。その間、安州六器の作者者で

ある中や鼓颯の作者者である鼓も南國に対する行動を起こしている。これらの銘文は西周王朝の對外戦争に関する興味深い内容を持つものとなっている。

昭王南征は結局のところ失敗に終わってしまったのであるが、高島敏夫氏は昭王期と穆王期では戦役関係の内容が異なることを指摘する。すなわち、昭王期の戦役関係の金文資料は「征」「伐」等のような攻撃性に關するもの、穆王期の金文は全て國境防備の「戍」に關するものであるという（高島敏夫『西周王朝論《話體版》』朋友書店、二〇一七年）。南征の失敗は西周王朝にとって重要な影響を與えるものとなったことが分かる。

【偽銘説について】

本文中で⑦李仲操の偽銘説を取り上げた。その他、本器の偽銘説は⑩王恩田でも唱えられている。正式な發掘によって發見された青銅器ではない本器であるが、①出光美術館・②徐天進の本器發表以來、多くの研究者が論考で引用している。もし偽銘であるのであれば、本器を利用することはできないため、ここで王恩田氏の説を確認してみる。王氏は靜方鼎の理解することができない點を十一點挙げている。その點をまとめてみる。

一、徐天進は「銘文の文字の高低は同じではない」・「器腹の外壁下縁にスパーサー痕を見ることができ」と指摘するが、銘文部分にスパーサーがあるとはいわない。これは鑄銘にあってはならない現象で、銘

は疑いなく刻款である。この他、一行目の「王」字、二行目の「師」字、三行目の「夙」、六行目の「王」、八行目の「天」字は、いずれも「空洞」の白点があり、鑄銘にあるべき現象ではない。これは明らかに銅方鼎鑄造が精巧ではないことによるのであり、銘文を彫刻して「砂眼」（氣泡）に当たった時に出現する必然の結果である。このことは本器は刻款であり、鑄款ではない証明となる。直接的・間接的に昭王の楚國南征に關係する銅器は少なくとも20餘件あるが、一件も刻款を使用するものはない。鑄款は簡單で刻款は難しいのであるが、なぜ刻款を使用したのであろうか。

二、同一器主靜の作る靜簋・靜卣は、字體が方正で、いい加減ではない。靜方鼎の字體は締まりがなく、筆畫の太さは等しくなくいびつに歪み、見るに堪えない。かつ誤字がある。

三、康王後期には金文の構圖はすでに整然となり始めており、基本的に毎行の字數は同じである。靜方鼎の構圖は依然として康王早期以前に留まっております、字體の大小は同じではなく、毎行の字數の多少は定まらない。

四、古人の觀念では甲子の日は商王紂の死亡の日であり、忌日と見られたと認められる。靜方鼎は王が「甲子」の日に師中と靜に楚國を征伐する命令を發布しており、禮制の規定に違背する。

五、「月既望」の月の前に數字を加えず、この「既望」が結局何月の「既望」であるのか分からない。

六、靜方鼎は「安州六器」の器主「中」に「師」の肩書を加え、かつ器主「靜」には加えない。靜簋・靜卣を唐蘭氏は穆王に定めるが、それは正確である。穆王時代の靜を昭王時代に繰り上げ、師中と共同で昭王伐楚の役に参加していると記している。

七、夙は藝字の初文で、また執に作る。卣は、帷と讀み、すなわち帳篷（天幕）である。中甗は「王命中先省南國、貫行、夙卣」といい、中方鼎は「夙王卣」という。「貫行」の意は道路を開通することであり、「夙王卣」は王の使用する帳篷（天幕）を設立することである。靜方鼎では周王は師中と靜とに命令して「省夙卣」させており、すなわち設立された帳篷（天幕）の審査・視察である。これは中甗の意味と一致しない。

八、中作父乙方鼎（中方鼎（集成2895）のこと）は「今既卑汝鬲土作乃采」という。遣卣・遣尊は「賜遣采」という。采は、采邑である。靜方鼎は采を賞賜品として鬯・旂・市と一緒にしており、明らかに「采」は何物であるのか分からない。

九、日程の問題はもつとも多く、『竹書紀年』によると昭王伐楚は十六年と十九年の二回あった。そのどちらかが年度を跨ぐことをい

ない。靜方鼎は周王が先の一年の十月に宗周にあり、後の一年の八月に成周に至っており、その日程は明らかに作り話である。

十、靜方鼎は「十月甲子、王在宗周、令師中眾靜省南國」といい、新出の斂卣（近出二126・西周早期）「十又一月、王命南宮伐虎方之年、正月既死霸庚申在宗周」と合わない。靜方鼎の「八月初吉庚申至杏（告）于成周」は、不栢方鼎（集成2735・西周中期）の「八月既望戊辰王在上侯卽」と誨鼎（唯叔鼎、集成2615・西周早期）の「八月在誨卽」と合わない。

十一、商周方鼎の形制の變化の法則は鼎腹が深から浅に變わり、鼎足は低から高に變わる。靜方鼎の腹深は足の高さより大きく、形制は婦好墓の小方鼎と同じで、かつ太い足である。その年代は當然商代晩期前段に屬す。銘文は西周早期後段の昭王時期である。

以上を根據として王氏は本器を僞銘であると斷じている。

一 一について、②徐天進は器を實見し、器を實測して銘文の拓本をとっている。また、⑤高澤浩一は下村泰三「靜方鼎銘」『近出殷周金文選讀二』二松學舎大學大學院中國學研究科浦野研究室、二〇〇九年一月（未刊）が拓影と寫眞を觀察して、吳振武氏が出光美術館で實見して作成した釋文がもっとも妥當としているという。吳振武氏の實見や釋文について、出典元は不明であるが、徐天進・吳振武兩氏は器を實際に觀察している。もし銘文等に問題があるとすれば實見したその時點

で誰かがそのことを指摘したり、疑義を呈したりするのではないだろうか。

二 二について、本文でも述べたように靜簋・靜卣と本器の時代は異なると思われる。誤字については、四行目の「月」字の一つの縦が二つの縦として書かれている、五行目「汝」〔筆者注：「女」〕になっている、六行目の鄂₆の「₆」が二つの輪になっていること等をいう。「月」字は文字のどの部分のことを言っているのか分からない。「女」字は上部に何かあるようにも見えるが、「妾」字の上部であるともいえない。「卣」字については、小臣單解（集成6512・西周早期）の「卣」字が似たような書法であり、問題はない。

三・六・九・十・十一については、本器の器制や銘文内容・字體に問題があることをいう。十では斂卣や不栢方鼎と内容が合わないというが、そもそもこの二器と何が合わないのかよく分からない。本器の年代については本文で述べた通りであり、他器との關連から昭王期頃と考えるのが現状では無難である。これらの青銅器を基として氏が復元した曆日と合わないから僞物とするのであれば、⑦李仲操の考えと變わらない。

四 四について、甲子の日が忌日であり、命令を下すことは禮制の規定に違背するというが、なぜ武王が商を滅ぼした日が周にとって忌日であるといえるのであろうか。小臣傳簋（集成4206・西周早期）や六年琏生簋（六年召伯虎簋）（集成4293・西周晚期）には甲子の日の記載が見えている。

五 五について、本文にも述べたように、「月既望」は八月のことであ

ると思われる。

七について、師中と靜が「省執匠」したのは、設立された帳篷（天幕）の審査・視察であり、中胤と一致しないというが、視察したのでは南國であって「匠」ではない。

八について、賞賜品として鬯・旂・市などと靜に與えられる「采」は何物であるのか分からないという。王氏も述べるように、遣由・遣尊銘文「賜遣采」の采は采邑であり、賜われる事例が存在する。また、「采」の事例ではなく本器から時代は下るが、不嬰簋蓋（集成4328、4329・西周晚期）に「易（賜）女（汝）弓一・矢束・臣五家・田十田」【汝に弓一・矢束・臣五家・田十田を賜ふ】というように弓矢などの賜與物と共に「田十田」といった土地が與えられることがある。土地や邑を物品と共に與えられることがあっても不思議ではない。

以上のように、王恩田氏の偽銘説はほとんど言い掛かりに過ぎない。よって、新たな捏造の証拠が発見されない限り、本器を利用することは問題ないと考える。

（岡山大學大学院社會文化科學研究科客員研究員）